

2016 **8/27** sat.

入場無料
お気軽に
お越しください

開場 **16:00**

16:30~18:00

会場：愛知県弁護士会館

5階ホール

名古屋市中区三の丸1丁目4-2
☎ 052-203-1651

地下鉄「丸の内」駅1番出口より徒歩5分
地下鉄「市役所」駅6番出口より徒歩7分



■プログラム■

- ① 給費制の意義・歴史・概要
- ② 当事者の声
- ③ 市民のみなさんから
- ④ 日弁連からの現状報告

現在、裁判官・検察官・弁護士(法曹)になりたい人は、法科大学院に行くことが原則となっており、半数以上の法科大学院生は奨学金を借りながら勉強に励み、司法試験を目指しています。晴れて司法試験に合格しても、法曹として仕事を始めるには、法律で義務付けられた「司法修習」という研修を約1年間受けなければなりません。この司法修習を受けている人のことを「司法修習生」と言います。

司法修習の約1年間は、平日フルタイムで裁判所・検察庁・弁護士事務所等で研修を受けることになっており、原則としてアルバイトは禁止です。しかし生活費の支給はなく、交通費・家賃等の実費の支給すらありません。生活費を自分で用意できなければ、最高裁判所から「貸与金」という借金をするしかなく、その額は1年間で約300万円です。そのため新人法曹の中には、仕事を始める時点で1,000万円以上の借金を抱える人もいます。

司法修習生に対する給費制が廃止されてから5年が経過し、法曹を目指す若者が激減し、また若手法曹の窮状も明らかとなってきています。

そのような中、半数を超える392名(※本年7月5日現在)もの国会議員から賛同を得るに至り、本年6月2日「司法修習生に対する経済的支援の充実・強化を推進する」との閣議決定がなされました。今後、その具体的な内容や予算措置を求めて、政府へのさらなる働きかけが必要です。

そこで、この秋の臨時国会において、司法修習生への手当支給を実施すべく、全国各地で順番に市民集会を開催することとなりました！市民のみなさんとともに、三権分立の一翼である司法の担い手の養成制度のあり方について、今一度理解を深めたいと思います。多くの方のご参加をお待ちしております。

中弁連夏期研修の日
です。研修終了後、
ぜひお越し下さい！
(研修会場から徒歩
約10分です)

この秋からの 修習手当の創設を 目指す

全国リレー市民集会 in 中部



制度のご説明

裁判官・検察官・弁護士になるまで

以下のように、裁判官・検察官・弁護士になるには、時間がかかるだけでなく、その間の学費、教材費、生活費等、とてもお金がかかるシステムになっています。



司法修習生の「給費制」・「貸与制」とは?

司法修習は、市民の権利を守る弁護士や裁判官・検察官を国が責任をもって育てる制度です。したがって、司法修習生は集中して司法修習に取り組むことが求められ、夜間休日の空き時間においても原則としてアルバイト等は禁止です。そのため、戦後間もない19

47年から、司法修習生の身分は準公務員とされ、国から公務員に準じた給与が支払われていました。これを「給費制」と言います。ところが、2011年11月、この給費制が廃止され、修習期間中の生活費を自分の貯金等で賄えない人は、国(最高裁判所)に「貸与

金」という借金の申請をすることとなりました。つまり、国が司法修習生に金銭を貸し付ける制度に移行したのです。この貸付制度のことを、「貸与制」と言いますが、その実質は「無給制」ということです。

ところで、司法修習生って何をしているの?

司法修習生は、全国各地の地方裁判所に配属され、生の事件に接する研修(実務修習)を約10ヵ月、埼玉県和光市の司法研修所での研修(集合修習)を約2ヵ月行います。

実務修習中は、裁判所だけでなく、検察庁、弁護士事務所にも配置され、裁判官・検察官・弁護士全ての立場の経験を積みます。

裁判所では、判決書の案を書いたり、裁判に立ち会ったりします。検察庁では、実際に罪を犯したと疑われている人の取調べを行い、その人を起訴するか否か(裁判にかけるか否か)を検討して検察官に意見を述べ、必要な書類を作成したりします。弁護士事務所では、法律相談の立ち合い、訴状等の書面案

の作成、裁判への同行等、あらゆる弁護士業務を経験します。

このような司法修習を受けて知識と経験を積み、司法修習の最後に行われる論述型筆記試験に合格すると、晴れて裁判官・検察官・弁護士としてデビューできるのです。

ある司法修習生の一日

